

防衛大学校長
防衛医科大学校長
陸上幕僚長 殿
海上幕僚長
航空幕僚長
情報本部長
技術研究本部長

事務次官

防衛省における福利厚生施設に係る国有財産の取扱いについて
(通達)

標記について、下記のとおり定められたので、通達する。

記

- 1 現在、防衛省における売店、食堂、自動販売機等の福利厚生施設は、防衛省共済組合が運営しているところであるが、その使用に係る国有財産は、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第12条の規定に基づき、無償で利用に供されている。
- 2 他方、国有財産の有効活用は国にとって重要な課題となっており、平成19年1月に改正された「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（蔵管第1号。昭和33年1月7日。以下「通達」という。）第1節第3第2項においては、「福利厚生事業の実施目的であることのみをもって、国家公務員共済組合に無償使用とするのではなく、有償による使用収益により、その目的を達することができないかの検討が不可欠である」とされている。
- 3 今般、防衛省において、福利厚生施設に係る国有財産の利用について実情を踏まえて検討を行った結果、今後、防衛省においても、福利厚生施設の運営のために国有財産を使用させるに当たっては、通達第1節第3第2項の規定に基づき、原則として有償で使用させることとする。

ただし、利用者数が少ない、利用者数の変動が大きい、設備投資額が多額に上る等の事情により、採算性等の面で、有償使用によっては業者の参入が期待できない場合などは、通達第1節第3第2項の規定に基づき、例外として、無償で使用させる。その際の相手方については、国家公務員共済組合法第12条の規定に基づき、防衛省共済組合とする。

- 4 使用許可を行う場合の相手方の選考は、通達第3節第2の規定に基づき、公募により選定する。

ただし、透明性及び公平性を確保するとともに、資力、信用、技能等を十分調査した上で、公募になじまないと判断される場合並びに防衛省共済組合の所有する建物（隊員クラブ、娯楽センター及び自動販売機コーナーが置かれている建物等）並びに防衛省共済組合が保有するたばこの自動販売機及びA T Mに係る国有財産の使用については、例外として、防衛省共済組合の使用に供することとする。

- 5 この通達の実施に係る細部事項については、人事教育局長が定めるものとする。